

保育を必要とする証明の内容及び認定有効期間

【保育を必要とする証明の内容】

※各証明書は、証明年月日から受付日（到着日）を基準として3か月以内のものが有効です。

保護者の状況	必要な書類（父母それぞれ必要です）
就労（外勤・自営）の方 （就労内定・産休・育休含む） （※自営の方はBの提出が必要ですが、就労証明書内の法人番号欄に法人番号をご記載の方はBの提出は不要です。）	A.「就労証明書」＜区様式＞ ※1日4時間以上かつ月16日以上就労に限る B.「自営を証明する書類」 ※「開業届、営業許可証、請負契約書、履歴事項全部証明書、領収書、請求書、その他営業活動の証明となる他社（他者）発行の書類のうち、いずれか1点の写し
出産の方（外勤以外） ※現在就労していない方が出産を理由に、児童を認可外保育施設等に預ける場合	「母子健康手帳の写し」 （表紙＋分娩（出産）予定日が記載されているページ）
疾病・障害の方	「医師の診断書（指定の様式はありません）」または「身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳（療育手帳）の写し」
介護の方 （A・Bいずれも必要）	A.「介護状況調査書兼日常生活状況調査票」＜区様式＞ B.「被介護者の医師の診断書（指定の様式はありません）」
就学の方 （A・Bいずれも必要）	A.「在学証明書（又は入学許可書）」 B.「カリキュラム（授業形態がわかる書類）」 ※学校教育法に定める学校（大学・大学院等）に在学されている場合はカリキュラム不要
求職中の方	申請時の書類の提出は不要ですが、就労の意思や求職活動の状況等を確認する場合があります

※＜区様式＞は区指定の様式での提出が必要です。様式は区HPに掲載しています。

＜離婚等により配偶者がいない場合＞

父（母）の保育の必要性の証明に加え、配偶者がいない理由に応じて以下の書類の提出が必要です。ただし、江東区で児童扶養手当を受給中の方は、書類の提出は不要です。

理由	必要書類
離婚、未婚	「ひとり親申立書」＜区様式＞ 及び 戸籍謄本、離婚届受理証明書、ひとり親家庭等医療証（マル親）のうち、いずれか1点の写し
離婚調停中	「ひとり親申立書」＜区様式＞ 及び 調停期日通知書等の写し
その他（拘禁、失踪等）	保育課入園係にご相談ください

【住民税非課税を証明する書類】

認定開始希望日	江東区への転入日及び必要書類	
	令和4年1月2日～ 令和5年1月1日	令和5年1月2日～
令和5年4月1日～	令和4年度住民税非課税証明書	① 令和4年度住民税非課税証明書 ② 令和5年度住民税非課税証明書 (令和5年7月以降にご提出ください)
令和5年9月1日～	書類は必要ありません	令和5年度住民税非課税証明書

【認定の有効期間】

認定は以下の表のとおり、全クラス年齢共通で保護者の事由に応じて有効期間が定められています(父母のうち、いずれか短い期間を適用)。

保護者の 状況		母(又は父)					
		就労	求職	出産	疾病	介護	就学
父 (又は母)	就 労	小学校 就学前まで	3か月間	出産予定月 及びその前後 2か月の 5か月間	小学校 就学前まで	小学校 就学前まで	保護者が 在学中のみ

<有効期間の更新手続きについて>

保護者が以下の事由に該当する場合、有効期間の更新手続きがないと、有効期間の終了をもって補助金の受給資格を失います。

事由	手続き期限	必要書類
求職	有効期間終了月末まで	① 就労証明書【区様式】 (1日4時間以上かつ月16日以上)の就労に限る) ② 求職活動報告書【区様式】(※) ①又は②のいずれかをご提出ください。
就学	有効期間終了月末まで	① 就労証明書【区様式】 (1日4時間以上かつ月16日以上)の就労に限る)
出産	有効期間の更新はできません。再度、別の事由での申込みが必要です。	

※ 求職活動報告書は有効期間終了月にご提出ください。

<求職中の方の手続きについて>

求職中で認定された方は、3ヶ月以内に就労(1日4時間以上かつ月16日以上)を開始する必要があります。就労を開始した場合は、速やかに「就労証明書」等をご提出ください。

就労を開始できない場合は、原則として3ヶ月間で認定期間が終了しますが、やむを得ない理由等で、就労を開始できなかった場合に限り、求職活動の詳細な状況を報告することで認定期間を更新できる場合があります。

認定期間の更新を希望する場合は、必ず認定期間の終了月内に「求職活動報告書」<区様式>をご提出ください。

(例) 認定期間が10月～12月で、求職活動をおこなったものの就労できなかった場合 ⇒ 12月中に求職活動報告書を提出